

横浜市立大学教育研究自己点検評価委員規程

制 定 平成 22 年 4 月 1 日規程第 179 号
最近改正 令和 8 年 4 月 1 日規程第 58 号

(設置)

第 1 条 横浜市立大学における教育研究の理念と目標を実現し、大学の教育研究等の質保証・質向上に資する内部質保証を推進するため、教育研究自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 大学の内部質保証に関すること。
- (2) 大学の教育研究等の向上に資するための自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 大学が受ける機関別認証評価における、教育研究等に関わる自己点検・評価の実施に関すること。
- (4) 前号の検証結果に基づく改善指示並びに改善状況の管理に関すること。
- (5) その他、大学の教育研究等に関わる自己点検・評価及び内部質保証に関すること。

2 委員会は、教育研究等の自己点検・評価の結果を、教育研究審議会、経営審議会に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学群長
- (4) 学部長
- (5) 研究科長
- (6) 学科長
- (7) 共通教養長
- (8) 事務局長
- (9) 学長室長
- (10) 学務・教務部長
- (11) 研究推進部長
- (12) 総務部長
- (13) 医学・病院統括部長
- (14) その他、委員長が指名するもの

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副学長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会等)

第5条 委員会が必要あると認めるときは、委員会の委員及びその他の者をもって構成する分科会等を置くことができる。

2 分科会等の運営に関することは、分科会等において定める。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、学長室において取り扱う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。